

# 基金情報

No. 45

平成17年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.Glskkn.Com>

## 平成17年度・主要事業概況

| 事項          | 9月末数       | 対前月増減数 | 事項          | 9月末数(累計)           |
|-------------|------------|--------|-------------|--------------------|
| 事業所数(件)     | 249        | 1      | 年金掛金        | 調定額(円) 811,755,086 |
| 加入員数(人)     | 男子 5,480   | -4     | 事務費掛金調定額(円) | 収納額(円) 807,092,798 |
|             | 女子 2,281   | -10    |             | 収納率 99.43%         |
|             | 計 7,761    | -14    |             | 36,072,906         |
| 平均標準給与月額(円) | 男子 346,573 | 1,388  | 資産運用        | 信託資産額 323億9,119万円  |
|             | 女子 225,851 | 1,812  |             | 修正総合利回り 8.85%      |
|             | 計 311,092  | 1,604  |             | ベンチマーク差 1.32%      |
| 受給者数(人)     | 5,579      | 12     | 慶弔金         | 41件 77万円           |
| 平均年金額(円)    | 450,145    | 778    | 保養所利用者数     | 1,418人             |

## 平成17年度・上半期の年金事業実績

平成17年度は、昨年の年金改正事項の施行や当基金の給付減額の実施などにより、年金事業の運営や財政に好影響を与えています。

これらを中心とした上半期の年金事業の実施状況を取りまとめてみました。

### 事業の主要係数等の状況

|         | 平成17年3月末    | 平成17年9月末    | 増減         |
|---------|-------------|-------------|------------|
| 事業所数    | 251件        | 249件        | -2件        |
| 加入員数    | 7,808人      | 7,761人      | -47人       |
| 平均給与月額  | 308,442円    | 311,092円    | 2,650円     |
| 年金受給者数  | 5,482人      | 5,579人      | 97人        |
| 平均年金額   | 444,573円    | 450,145円    | 5,572円     |
| 基本掛金    | 免除料率        | 2.8%        | 3.8%       |
|         | 上乘料率        | 0.7%        | 0.3%       |
|         | 計           | 3.5%        | 4.1%       |
| 特別掛金率   | 1.4%        | 2.1%        | 0.7%       |
| 給付乗率・上乘 | 2.1805‰     | 1.09025‰    | -1.09025‰  |
| 信託資産額   | 303億9,373万円 | 323億9,119万円 | 19億9,746万円 |

### 成熟度1.7%上昇

平成17年度(9月末)における事業基盤である加入員数の状況は、前年度末比47人の減となっていますが、ここ数年のこの期における減少数と比較しますと半数以下となっており、減少傾向はかなり緩やかとなっていると思われまます。

一方、年金受給者数は、着実に増加していますが、年4～5%台の例年ペースに落ち着いてきている状況にあります。

しかし、成熟度(年金受給者数/加入員数)は、9月末で71.9%に及んでおり事業基盤は厳しいものとなっています。

### 11月の事業予定

上旬 第2四半期・資産運用報告のヒヤリング  
11日 財政運営委員会・年金資産運用委員会の開催

### 【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるよう  
ご配慮をお願いいたします

### 記事内容の訂正

平成17年9月号(No44)の基金情報の記事の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。

#### 【訂正箇所】

一面の見出し「剰余金は別途積立金として積立」  
の本文5行目

【誤】 6,862万円  
【正】 68,629万円

### 掛金率の変更による収入の伸び率1.04

平成17年4月から、年金改正に伴い免除料率(1.0%)が引上げられたほか、基金における掛金率の変更(上乘せ部分の掛金率0.4%の引下げ、特別掛金率0.7%の引上げ)を行いました。

これに加え、平均給与月額も昇給などにより増額となっており、任意脱退がりましたが、掛金収入は昨年比4%程度の伸びを示している現状にあります。

この現状の掛金収入に対する年金給付費は、1.25倍となっており、加入員などの負担はかなり厳しい状況とはなっています。

しかし、この負担の高騰は、前年度比で3%弱であり、ここ数年の10%程度の上昇率からしますと低い現状にあります。

これらの要因は、年金改正による給付水準の引下げや基金の給付減額の影響もありますが、現時点においては免除料率の変更や掛金率の引上げ効果によるものといえます。

### 給付減額効果も表れる

平成17年4月から、基金独自の給付である上乘せ部分の給付水準を半減したところですが。

年金受給者の平均年金額(差表参照)は、引き上がっているところですが、これは、新規受給者の年金額が加入期間や給与月額の伸びにより既存の受給者の年金額を上回っていることによるものです。

このため、平成17年4月前後の新規受給者について、加入期間と給与月額を同じ水準として比較してみますと、4月以降の新規受給者の上乘せ部分の年金額の低下が見られます。

なお、代行部分の年金額についても低下が見られますが、これは厚生年金における給付水準の引下げによる影響です。

### 平成17年4月前後・新規受給者の年金額比較

| 新規・裁定年度 | 代行部分  | 上乘せ部分 | 年金額・計 |
|---------|-------|-------|-------|
| 平成16年度  | 462千円 | 86千円  | 548千円 |
| 平成17年度  | 458千円 | 81千円  | 539千円 |

\*いずれの年度も加入期間203月、平均給与月額304千円として算出。

### 財政状況好転傾向は資産運用も加担

平成17年9月末における年金資産の運用収益率は、8.85%と予定利率の5.5%を超え、収益が見込まれる状況にあります。

加入員数や給与月額の安定的傾向とともに、資産運用による収益の確保と掛金率の変更などによる収入の増加が見込まれる一方で給付水準の引下げによる給付費の逓減は、平成17年度(単年度)の年金財政収支に剰余を生むことが期待できます。

しかし、資産運用が低迷していた過去の積立不足金は累積で130億円余に及んでおり、この解消にはかなりの年数を要する状況にあります。

積立不足の解消は、特別掛金の収入とその運用をもって充てることとなっており、現在2.1%(平成18年4月から2.4%、平成19年4月から2.7%)の特別掛金を設定し、平成35年度までに償却する予定となっています。

## ポータビリティの取扱

### — 再加入者への説明文の手交をお願いします —

この10月から実施となりましたポータビリティの拡充に伴い、基金への加入者や喪失者に対するポータビリティに関する説明が求められていましたが、代行型の基金においては再加入者に対する説明のみでよいこととなりました。

（再加入者とは、平成17年10月以降に当基金に加入された者で、従前にも当基金に加入していた者をいいます。ただし、従前の加入期間に対する年金の原資が企業年金連合会に移管されている者に限ります。）

説明についても、再加入者にかかる従前の加入期間に対する年金原資を企業年金連合会から受換しないことの内容でよいこととなっています。

このため、再加入者に対する説明は、当基金が説明文の交付を行うこととし、事業主の方々にその説明文の手交をお願いすることといたしました。

#### 【手交手順】

○再加入者の把握（資格取得届と過去の加入暦から確認）⇒

○説明文の事業主あて送付（資格取得届の確認書に添付）⇒

○説明文の事業主からの手交（説明文記載の該当者へ交付）  
事業主の方々のご協力をお願いいたします。

また、再加入者からの問合せなどにつきましては、当基金で対応いたしますので、お取次ぎ方も併せよろしくお願いいたします。

### 保養所・年末年始の利用 無 抽 選

10月15日、箱根・「みやぎの山荘」の年末年始の利用申し込みを締め切りました。

今年度の利用申し込みは、員外利用申込者4組20人を含め、合計で延28組120人に及びました。

これら申込者の利用日はうまく分散され、全申込者に利用いただける結果となりました。このため、今年度の年末年始の利用に係る抽選は行われませんでした。

年末年始の利用予定者は、加入員が延16組58人、受給者が延8組42人、その他の員外利用者が延4組20人となっており、これらの利用者で、12月31日から1月2日までの利用は満室状態となっています。

### 基金用語

#### 【 免除料率 】

免除料率とは、代行給付の費用を賄うための掛金率です。基金の給付は、厚生年金の老齢給付に基金独自の給付を上乗せした構成となっています。

この厚生年金の老齢給付部分は、基金が国（厚生年金）に代わって給付を行うもので、代行給付と呼ばれ、その費用は、厚生年金の保険料の一部が充てられます。

このため、厚生年金の保険料は、法令で料率が定められていますが、基金を設立している事業所の場合は、法令で定められている料率から基金の代行給付に必要な料率部分（厚生年金の保険料率の一部）が免除されています。この免除された料率が「免除料率」とか代行料率などと呼ばれているものです。

基金設立事業所は、厚生年金の保険料のうち、免除料率分の保険料は基金に納め、免除料率分を差引いた残りの保険料相当額を国（社会保険事務所）に納めることとなります。

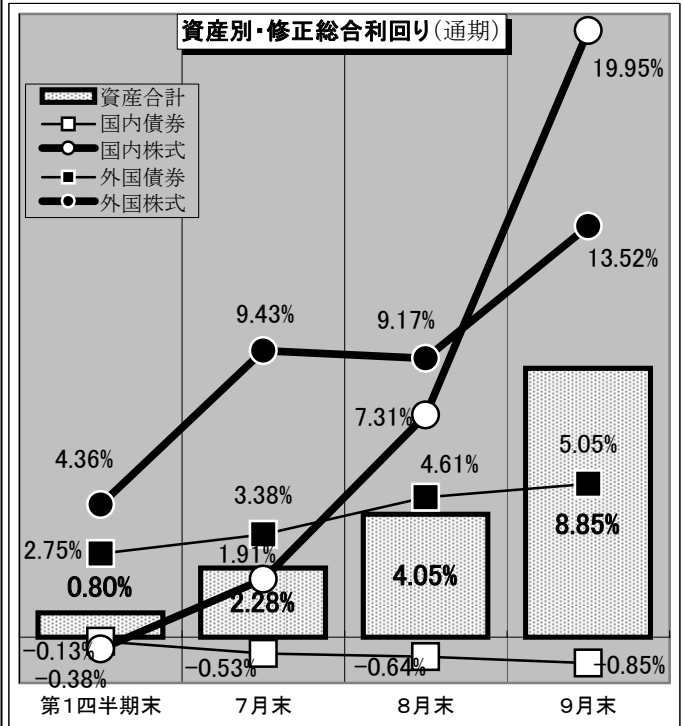
#### 【 基本掛金率 】

免除料率は、個々の基金における加入員の年齢構成などによって異なり、国が料率を決定し、基金に通知されます。

基金は、国が決定した免除料率に基金独自の上乗せ部分の掛金率を加え、基本掛金として各事業所に告知し毎月納付していただいています。

なお、基金の掛金には、基本掛金のほかに、積立不足を解消するための特別掛金が設定されていますので、基本掛金に合わせ特別掛金の告知を行い納付いただいています。

### 年金資産の運用状況・速報 <平成17年度>



### 厚生労働省・基金の不正経理防止を通知

厚生労働省は、度重なり発生した基金職員の不正経理事件の再発防止に関する通知を各地方厚生局長にいたしました。

これによる防止策として、基金の公印使用者の明確化、会計伝票への必要な書類の添付の義務化、金融機関口座の残高証明書と帳簿との突合義務化などが内容となっているようです。

### 企業年金の9月末収益率8.7%

R&I調べによる企業年金（厚生年金基金、企業年金基金、適格年金など）の本年9月末における収益率（時間加重）は通期で8.7%と推定されています。

資産別の収益率は、内外株の大幅な上昇により、国内株式で20.08%、外国株式で13.30%となっており、外国債券も4.78%と上昇していますが、国内債券のみマイナスで-0.30%となっています。

資産全体の収益率（8.7%）は、内外株式の組入れ比率の違いなどにより、総合型の厚生年金基金と他の企業年金とでは開きがあります。

総合型基金の組入れ率は56.3%と高く、収益率も10.6%となっていますが、他の企業年金での組入れ率は42.8%で収益率は8.0%の状況にあります。

### 当基金 東京地方協議会の理事に選出される

厚生年金基金連合会は、平成17年10月1日に「企業年金連合会」に名称変更し、組織の改廃や役員の改選などを行いました。

企業年金連合会には、評議員会や理事会のほか、企業年金相互や連合会との連絡等を行う組織として、全国8地域に地方協議会が設置され、この地方協議会の役員などの選出も行われました。

この東京地方協議会の役員の選出において、当基金が理事基金として選出されています。

このほか、東京地方協議会には、11の地域部会が設けられており、当基金は、そのうちの墨東部会（墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区）の部会長基金にもなっています。

#### 【企業年金連合会 東京地方協議会・役員基金】

会 長 東京建築設計厚生年金基金

副会長 東京薬業厚生年金基金

三菱信託銀行厚生年金基金

関東百貨店小売業厚生年金基金

三菱電機企業年金基金

理 事 当基金ほか、14基金（内、企業年金基金5）